

2026年度 理工学研究科海外研究助成制度 募集要項（秋募集）

1 目的・趣旨

理工学研究科では、海外の研究機関において研究に取り組む博士前期課程の学生を支援するため、「理工学研究科海外研究助成制度」を実施し、大学院生の海外渡航を支援します。

なお、本助成制度は、明治大学理工学部開設50周年記念教育・研究振興基金の目的に賛同し寄せられた指定寄付金等を原資とする明治大学理工学部教育研究振興資金により運営されています。

2 申請資格

以下のすべての条件を満たしていること。

- (1) 申請時及び渡航期間中に理工学研究科博士前期課程に在籍する者。
- (2) 過去に本助成制度に採択されていない者。
- (3) 本学が指定する研究倫理教育（[eAPRIN](#)（旧 CITI Japan プログラム））を受講・修了している者。

3 対象とする研究の期間

渡航開始日から1か月以上1年未満

渡航可能期間：2027年4月1日～2028年3月31日

・年度を跨いだ渡航は認めない。※渡航期間の末日が2028年2月末日以降となる場合には、事前に理工学部事務室に相談すること。

4 海外の研究機関

海外の大学、国公立研究機関、非営利の研究所等

5 給付額

- (1) 海外渡航費

往復航空券（エコノミークラス）の実費相当額（上限30万円（税込））を給付する。

- (2) 宿泊費及び滞在費

次の式により算出された金額（1,000円未満端数切り捨て）とし、上限48万円（税込）を給付する。

$$\frac{(\text{渡航期間 (日)})}{30 \text{ (日)}} \times 80,000 \text{ (円・税込)}$$

6 給付方法

給付額に基づいた金額を、旅費（海外渡航費、宿泊費及び滞在費）として、渡航前と渡航後の2回に分けて給付する。なお、原則として渡航年度に給付する。

渡航前

渡航開始前の提出書類を確認後、領収書等に基づき、往復航空運賃（エコノミークラス）を渡航前に給付。

渡航後

往復航空券の半券の提出及び予定していた渡航期間通りに研究活動を行っていたことを確認後に、宿泊費及び滞在費を給付。

7 採択予定数

若干名

8 申請手続

以下の書類を提出すること。なお、申請は1人1件とする。

(1) 申請書類

①理工学研究科海外研究助成制度 申請書（所定様式）

- ・10ポイント以上の文字で入力すること。
- ・ページ数を変更しないこと。

②（※他のプログラム・制度の併給可能性がある場合のみ提出）

他のプログラム・制度の募集要項

(2) 書類提出方法

理工学部事務室窓口に指導教員の署名又は記名押印を受けた原本を理工学部事務室窓口に提出してください。

あわせて、提出した書類の電子データ（Word ファイル）を以下に送付してください。

メールアドレス：sstgrad@meiji.ac.jp

タイトル：「理工学研究科海外研究助成制度提出書類（学生番号：氏名）」

9 申請期限

2026年12月1日（火）16時00分

10 選考方法

理工学研究科に設置する選考委員会による書面審査により採択者を決定する。

11 選考結果通知時期

2027年1月上旬頃（予定）

1 2 採択後の手続き

- (1) 受入承諾書（海外の研究機関が、受入を承諾している旨の証明。様式自由）を速やかに提出すること。
※採択された場合に、受入承諾書の作成依頼・提出が5月下旬にあることについて、あらかじめ海外の研究機関に承諾を得ておくことを推奨する。
- (2) 渡航開始までに必要書類を提出すること。詳細は選考結果通知に同封される書類の指示に従い、手続きを進めること。

1 3 併給の取り扱い

本助成金に申請した研究計画の遂行に必要であれば、当該年度の渡航期間に限り、他のフェローシップ等との重複受給を可とする。

ただし、他のフェローシップ等については、その要領等で併給制限が規定されている場合もあるため、各自必ず確認すること。採択者が助成金を受給したことにより他のフェローシップ等の受給権利を喪失した場合、本学は一切の責任を負わない。

1 4 採択者の遵守事項等

以下の（１）・（２）に違反又は（３）以降のいずれかに該当するときは、助成金給付決定を取り消すとともに、すでに助成を受けている場合には、助成額の全額又は一部の返還を求める場合がある。

- (1) 研究計画に基づき、研究に専念すること。なお、研究計画、海外の研究機関、受入研究者、渡航期間について、研究遂行上のやむを得ない理由により変更する必要がある場合には、理由等を明示したうえで、速やかに選考委員会の承認を受けること。
- (2) 渡航期間終了後２週間以内に報告書（所定様式）を提出すること。
- (3) 渡航期間中又は渡航期間にかかる学期中に休学したとき。
- (4) 退学又は除籍となったとき。
- (5) 明治大学大学院学則第６２条に定める懲戒を受けたとき。
- (6) 申請書類等に虚偽の記載があったとき。
- (7) 渡航期間中、海外の大学・大学院等に単位取得又は学位取得が義務となる入学をしたとき。
- (8) 研究活動における不正行為、不正受給、助成金の不正使用があったとき。
- (9) 前各号のほか、選考委員会が採択者として適当でないと認めたとき。

1 5 渡航に当たっての留意事項

- (1) 大学は、渡航国に滞在するためのビザ等の申請に一切関わらないため、申請者の責任において、研究計画が遂行できるよう準備・手配すること。
- (2) 本制度のための海外の研究機関との調整は申請者の責任において行うこと。
なお、本助成金に不採択となった場合のことも想定したうえで海外の研究機関と調整を行うこと。また、本学は海外の研究機関と一切の調整等を行わない。
- (3) 海外旅行保険には申請者自身で必ず加入するように手配すること。本学は、渡航期間中に生じた傷害、疾病等の事故について責任を負わない。
- (4) 本学が定める安全保障輸出管理（海外への技術漏洩への対処）等の規則を遵守すること。
- (5) 一時帰国は原則不可とする。
- (6) 往復航空賃の給付後、申請者の都合により渡航中止となった場合には、申請者は大学に給付金額を全額返金すること。また、渡航中止にかかる諸経費（キャンセル料等）の支払については、申請者本人が負担すること。

1 6 渡航期間中の科目履修

- (1) 採択者は、指導教員が認める場合に限り、渡航期間中の主要科目を履修できる。
- (2) 採択者は、科目担当教員が認める場合に限り、渡航期間中の特修科目を履修できる。ただし、履修が認められない場合もあるので注意すること。

1 7 その他

- (1) T Aとして採用された者が、本助成金に採択され、長期間T A業務を休む場合は、担当教員および理工学部事務室に申し出ること。この申し出がなく支払われた給与については返納することとなる。また、T Aを退任する場合は、担当教員および理工学部事務室に申し出たうえで「退職願」を提出すること。
T Aとして採用される予定の者は、本助成金に応募すること及び渡航予定期間について、本助成金に応募する前に担当教員に相談すること。
- (2) 採択者の研究課題名・概要等は、理工学研究科のホームページに掲載される場合がある。ただし、個人情報や機密性のある研究成果等については本人の承諾なく掲載しない。
- (3) 採択者は、理工学研究科が開催する報告会等に積極的に協力すること。

以 上

【問い合わせ先】

理工学部事務室（大学院担当） TEL :044-934-7561

Mail:sstgrad@meiji.ac.jp